

総務委員会会議記録

総務委員長 岩崎 友一

- 1 日時
平成 25 年 10 月 9 日（水曜日）
午前 10 時 2 分開会、午後 1 時 50 分散会
（うち休憩 午後 0 時 18 分～午後 1 時 2 分）
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
岩崎友一委員長、軽石義則副委員長、嵯峨耆朗委員、熊谷泉委員、佐々木博委員、
小田島峰雄委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、菊地担当書記、石田併任書記、及川併任書記、坂本併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
水野秘書広報室長、保副室長兼首席調査監、八重樫調査監、菅原秘書課総括課長、
野中広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
小田島総務部長、杉村総務部副部長兼総務室長、佐藤総合防災室長、
山崎総務室入札課長、渡辺総務室放射線影響対策課長、大槻人事課総括課長、
佐藤参事兼財政課総括課長、細川法務学事課総括課長、菅野行政情報化推進課長、
小向税務課総括課長、宮管財課総括課長、會川防災危機管理監、
小畑総合防災室防災消防課長、佐藤総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
中村政策地域部長、大平政策地域部副部長兼政策推進室長兼首席 I L C 推進監、
紺野政策地域部副部長兼地域振興室長、菊池政策推進室政策監、
小平総務室評価課長、千葉政策推進室 I L C 推進監、平野政策推進室調整監、
伊勢政策推進室分権推進課長、五月女市町村課総括課長、小原調査統計課総括課長、
松川参事兼 N P O 文化国際課総括課長、藤田地域振興室県北沿岸・定住交流課長、
佐々木地域振興室交通課長、古舘地域振興室地域情報化課長
 - (4) 復興局
佐々木理事兼復興局副局長、岩間復興局副局長、小野寺復興担当技監、

森総務企画課総括課長、遠藤まちづくり再生課総括課長、石田産業再生課総括課長、佐野生活再建課総括課長

(5) 国体・障がい者スポーツ大会局

松岡国体・障がい者スポーツ大会局長、西村副局長、小友総務課総括課長、伊藤特命参事、安部施設課総括課長、高橋競技式典課総括課長

(6) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、花山職員課総括課長

(7) 警察本部

安岡警務部長、田鎖交通部長、米澤参事官兼警務課長、佐藤警務部参事兼会計課長、高橋生活安全部参事官兼生活安全企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 議案の審査

ア 議案第1号 平成25年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

イ 議案第17号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第19号 財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第20号 岩手県国民体育大会運営基金条例の一部を改正する条例

カ 議案第22号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例

キ 議案第23号 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

ク 議案第35号 財産の取得に関し議決を求めることについて

ケ 議案第43号 平成25年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

(3) 請願陳情の審査

ア 受理番号第79号 尖閣諸島の実効支配の推進及び領海警備法の制定を求める請願

イ 受理番号第80号 消費税8%への増税の中止を求める請願

ウ 受理番号第81号 岩手県全域における除染基準値の見直し(引下げ)を求める請願

(4) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○岩崎友一委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、常任委員改選後、最初の委員会審査でありますので、執行部の紹介をいたします。

水野和彦秘書広報室長を御紹介いたします。

○水野秘書広報室長 水野でございます。よろしく願いいたします。

○岩崎友一委員長 この際、水野秘書広報室長から秘書広報室の方々を御紹介願います。

○水野秘書広報室長 それでは、職員を御紹介申し上げます。

保和衛副室長兼首席調査監でございます。

八重樫浩文調査監でございます。

菅原芳彦秘書課総括課長でございます。

野中広治広聴広報課総括課長でございます。

上野里美広聴広報課報道監でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○岩崎友一委員長 お疲れさまでした。

次に、小田島智弥総務部長を御紹介いたします。

○小田島総務部長 小田島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○岩崎友一委員長 この際、小田島総務部長から総務部の方々を御紹介願います。

○小田島総務部長 それでは、総務部の職員を御紹介いたします。紹介者多数のため、2回に分けて御紹介を申し上げます。

杉村孝副部長兼総務室長でございます。

佐藤博参事兼財政課総括課長でございます。

佐藤新総合防災室長でございます。

山崎隆総務室入札課長でございます。

渡辺英浩総務室放射線影響対策課長でございます。

大槻英毅人事課総括課長でございます。

細川倫史法務学事課総括課長でございます。

岡崎幸治法務学事課私学・情報公開課長でございます。

菅野義克法務学事課行政情報化推進課長でございます。

小向哲税務課総括課長でございます。

宮卓司管財課総括課長でございます。

會川雅行総合防災室防災危機管理監でございます。

小畑真総合防災室防災消防課長でございます。

佐藤応子総務事務センター所長でございます。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○岩崎友一委員長 次に、中村一郎政策地域部長を御紹介いたします。

○中村政策地域部長 中村でございます。よろしく願いをいたします。

○岩崎友一委員長 この際、中村政策地域部長から政策地域部の方々を御紹介願います。

○中村政策地域部長 それでは、政策地域部の職員を御紹介いたします。

大平尚副部長兼政策推進室長兼首席 I L C 推進監でございます。

紺野由夫副部長兼地域振興室長でございます。復興局参事を兼任してございます。

松川章参事兼NPO・文化国際課総括課長でございます。

菊池哲政策推進室政策監でございます。

小平浩政策推進室評価課長でございます。

千葉彰政策推進室ILC推進監でございます。

平野直政策推進室調整監でございます。

伊勢貴政策推進室分権推進課長でございます。

五月女有良市町村課総括課長でございます。

小原一信調査統計課総括課長でございます。

藤田芳男地域振興室県北沿岸・定住交流課長でございます。

佐々木隆地域振興室交通課長でございます。

鈴木敦地域振興室特命参事でございます。

古舘慶之地域振興室地域情報化課長でございます。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○**岩崎友一委員長** 次に、佐々木和延理事兼復興局副局長を御紹介いたします。

○**佐々木理事兼復興局副局長** 佐々木和延です。よろしくお願ひします。

○**岩崎友一委員長** この際、佐々木理事兼復興局副局長から復興局の方々を御紹介願ひます。

○**佐々木理事兼復興局副局長** それでは、復興局の職員を紹介させていただきます。

岩間隆副局長です。

小野寺徳雄復興担当技監です。

紺野参事は、先ほど本部の政策地域部で御紹介させていただいております。

森達也総務企画課総括課長です。

遠藤昭人まちづくり再生課総括課長です。

石田享一産業再生課総括課長です。

佐野淳生活再建課総括課長です。以上で復興局職員の紹介を終わります。よろしくお願ひいたします。

○**岩崎友一委員長** 次に、松岡博国体・障がい者スポーツ大会局長を御紹介いたします。

○**松岡国体・障がい者スポーツ大会局長** 国体・障がい者スポーツ大会局長の松岡です。どうかよろしくお願ひいたします。

○**岩崎友一委員長** この際、松岡国体・障がい者スポーツ大会局長から、国体・障がい者スポーツ大会局の方々を御紹介願ひます。

○**松岡国体・障がい者スポーツ大会局長** 国体・障がい者スポーツ大会局の職員を紹介いたします。

西村豊副局長です。

伊藤等総務課特命参事です。

安部光一施設課総括課長です。

高橋一夫競技式典課総括課長です。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 次に、熊谷俊巳会計管理者兼出納局長を御紹介いたします。

○熊谷会計管理者兼出納局長 熊谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 この際、熊谷会計管理者兼出納局長から出納局の方々を御紹介願います。

○熊谷会計管理者兼出納局長 それでは、出納局職員を御紹介申し上げます。

田中耕平出納指導監兼管理課長でございます。

小原博指導審査課長でございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 次に、佐藤義昭人事委員会事務局長を御紹介いたします。

○佐藤人事委員会事務局長 佐藤義昭でございます。よろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 この際、佐藤人事委員会事務局長から人事委員会事務局の方々を御紹介願います。

○佐藤人事委員会事務局長 花山智行職員課総括課長でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 次に、門口正雄監査委員事務局長を御紹介いたします。

○門口監査委員事務局長 門口正雄です。よろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 この際、門口監査委員事務局長から監査委員事務局の方々を御紹介願います。

○門口監査委員事務局長 監査委員事務局の職員を紹介いたします。

豊岡直人監査第二課総括課長でございます。

なお、佐藤和彦監査第一課総括課長につきましては、都合により本日は欠席しております。よろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 次に、田中俊恵警察本部長を御紹介いたします。

○田中警察本部長 田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 田中警察本部長から警察本部の方々を御紹介願います。

○田中警察本部長 それでは、警察本部の職員を御紹介いたします。

安岡義敏警務部長でございます。

吉田尚邦生活安全部長でございます。

吉田修刑事部長でございます。

田鎖俊孝交通部長でございます。

西野悟警務部参事官兼首席監察官でございます。

米澤崇警務部参事官兼警務課長でございます。

佐藤設男警務部参事兼会計課長でございます。

照井光弘監察課長でございます。

瀬川正範警務部参事官兼情報管理課長でございます。

高橋恵市生活安全部参事官兼生活安全企画課長でございます。

新沼武彦生活安全部参事官兼地域課長でございます。

昆睦夫刑事部参事官兼刑事企画課長でございます。

大澤文男刑事部参事官兼捜査第一課長でございます。

古澤美幸交通部参事官兼交通企画課長でございます。

菊地正司交通部参事官兼運転免許課長でございます。

金野順一警備部参事官兼公安課長でございます。

白鳥洵総務課長でございます。

なお、警備部長の今野秀人は所用により本日欠席しております。以上で警察本部の紹介を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○**岩崎友一委員長** 以上で執行部職員の紹介を終わります。執行部入室のため、しばらくお待ちください。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。初めに、議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第3款民生費のうち復興局関係、第9款警察費、第11款災害復旧費、第1項庁舎等施設災害復旧費、第1目庁舎等災害復旧費のうち政策地域部関係、第2目警察施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中1及び第3条地方債の補正並びに議案第43号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入各款、歳出第2款総務費、第11款災害復旧費、第1項庁舎等施設災害復旧費及び第3条地方債の補正、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** それでは、議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案（その1）の1ページをお開き願います。

今回の補正は、復旧復興事業の進捗に伴う補正のほか、7月と8月に発生した大雨洪水被害への対応や、地域活性化に取り組むための予算、国庫補助事業の確定に伴う補正など早急に措置が必要な経費を計上したものであります。

まず、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ409億1,155万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆1,977億2,320万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正、第3条地方債の補正につきましては第3表地方債補正のとおりであり、順次御説明を申し上げます。

7ページの第2表債務負担行為補正をごらん願います。追加のうち当委員会所管のものは、1の職員公舎管理費に係る釜石地区中妻合同公舎（仮称）でございますが、この整備事業に係る債務負担行為であります。

8ページの変更については、当委員会所管に係るものはございません。

次に、10ページをごらん願います。第3表地方債補正のうち、追加は都市災害復旧事業など5件であり、11ページの変更は消防救急無線デジタル化整備事業など14件について記載の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。4款地方特例交付金につきましては、交付額の決定に伴い110万8,000円減額するものでございます。

次に、4ページ、5款地方交付税につきましては、普通交付税の額の決定等に伴い29億3,037万8,000円減額するものでございます。

5ページ、7款分担金及び負担金のうち1項分担金につきましては、かんがい排水事業などの補正に伴い6,948万3,000円減額するものでございます。次に、6ページ、2項負担金につきましては、3目農林水産業費負担金及び4目土木費負担金について、各事業の補正に伴い、合計で8,654万8,000円減額するものでございます。

7ページ、8款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、社会福祉施設の行政財産使用料を45万5,000円増額するものでございます。

次に、8ページ、9款国庫支出金のうち1項国庫負担金につきましては、1目民生費負担金から6目災害復旧費負担金まで、各事業の補正に伴い、合計で100億969万6,000円増額するものでございます。9ページ、2項国庫補助金につきましては、1目総務費補助金から12ページの10目災害復旧費補助金まで、それぞれ国庫補助事業の補正に伴うものであり、合計で61億4,118万4,000円増額するものでございます。13ページ、3項委託金につきましては、1目総務費委託金から7目教育費委託金まで、受託事業の補正に伴い、合計で5,305万6,000円減額するものでございます。

次に14ページ、10款財産収入のうち1項財産運用収入につきましては、基金の積み立てによる運用収入の増を見込んで1,366万円増額するものでございます。15ページ、2項財産売払収入につきましては、県有地等の売払収入を見込んで5,733万1,000円増額するものでございます。

次に、16ページ、11款寄附金につきましては、県境不法投棄現場環境再生事業に係る費

用の拠出金など、合計で5,148万8,000円増額するものでございます。

17ページ、12款繰入金のうち1項特別会計繰入金につきましては、農業改良資金等特別会計からの繰入金を956万8,000円減額するものでございます。次に、18ページ、2項基金繰入金につきましては、今回の各事業の補正に伴い、財源としている基金からの繰入金の補正であり、合計で39億7,754万円増額するものでございます。

19ページ、13款繰越金につきましては、平成24年度決算に基づく繰越金について160億7,895万8,000円増額するものでございます。

次に、20ページ、14款諸収入のうち、4項貸付金元利収入につきましては、林業振興資金貸付金等の補正に伴い、元利収入を1億5,445万5,000円増額するものでございます。次に、21ページ、5項受託事業収入につきましては、試験研究など各事業の補正に伴い、4,044万3,000円増額するものでございます。次に、22ページ、8項雑入につきましては、政務調査費返還金など2億1,681万8,000円増額するものでございます。

24ページ、15款県債につきましては、1目総務債から、次のページの10目臨時財政対策債まで、各種施設整備や災害復旧事業に当たる県債のほか、臨時財政対策債の整理であり、合計で73億1,966万9,000円増額するものでございます。

なお、平成25年度末の県債現在高の見込みにつきましては、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書により説明いたしますので、88ページをお開き願います。事業区分ごとの説明は省略をさせていただき、89ページの上から5行目の計の行をごらん願います。左から6列目が補正前の平成25年度末現在高見込額でございまして、1兆4,309億4,751万9,000円となっております。今回の補正の起債額は、2列右の105億5,166万9,000円の増であり、これにより補正後の平成25年度末現在高見込額は、一番右の欄でございしますが、1兆4,370億4,233万5,000円となるものでございます。

次に、予算に関する説明書の26ページにお戻りいただき、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。まず、2款総務費、1項総務管理費であります。2目人事管理費は、民生委員や児童委員の遺族補償等の経費、4目財政管理費は決算剰余金の財政調整基金への法定積み立て等、6目財産管理費は県庁舎や合同庁舎の管理費を計上するものであり、合計で146億2,360万1,000円増額するものでございます。

27ページ、2項企画費につきましては、1目企画総務費の東日本大震災復興交付金基金への積立金の増など、28ページに参りまして、合計で2億1,691万3,000円増額するものでございます。

29ページ、3項徴税费につきましては、法人県民税及び法人事業税における過誤納還付金について3億1,237万2,000円増額するものでございます。

次に、30ページ、4項地域振興費についてであります。1目地域振興総務費はNPO等による復興支援事業費など、2目市町村振興費は市町村行財政事務調査費、31ページに参りまして3目交通対策費は三陸鉄道運営費補助、4目国際交流推進費は南米移住者等交流活動支援事業費補助について、合計で2,597万5,000円増額するものでございます。

次に、32ページ、7項統計調査費につきましては、統計調査事務に係る国への償還金や、市町村事務費交付金などの整理であり、合計で1,095万1,000円減額するものでございます。

33ページ、10項国体・障がい者スポーツ大会費につきましては、市町村競技施設整備費補助について2,532万6,000円増額するものでございます。以上、2款総務費の補正額の合計は151億9,323万6,000円でございます。

39ページに飛んでいただきまして、3款民生費、5項災害救助費のうち当委員会所管は説明欄にございます復興局関係でありまして、救助費など23億1,871万5,000円増額するものでございます。

さらに、68ページに飛んでいただきまして、9款警察費のうち1項警察管理費につきましては、2目警察本部費から5目運転免許費まで、警察行政運営費など合計で3,826万5,000円増額するものでございます。

69ページ、2項警察活動費につきましては、1目一般警察活動費から3目交通指導取締費まで、警察活動運営費など合計で1,405万2,000円減額するものでございます。

75ページをお開き願います。11款災害復旧費のうち、1項庁舎等施設災害復旧費で、当委員会所管は1目庁舎等災害復旧費の説明欄にございます、政策地域部関係のいわて体験交流施設災害復旧事業費3,410万5,000円と、2目警察施設災害復旧費の4,532万8,000円減額でございます。

次に、議案第43号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。議案（その3）の1ページをお開き願います。今回の補正は、台風18号の被害に早急に対応する経費のほか、7月及び8月の大雨災害の被害調査の進捗に伴い、対応が必要となった経費を計上したものであります。

まず、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46億4,021万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆2,023億6,342万1,000円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正、第3条地方債の補正につきましては第3表地方債補正のとおりであり、順次御説明を申し上げます。4ページの第2表債務負担行為補正をごらん願います。中小企業災害復旧資金に係る損失補償及び保証料補給についての変更がありますが、当委員会所管のものではございません。

次に、5ページをごらん願います。第3表地方債補正のうち追加は、警察施設災害復旧事業を追加するもの、6ページの変更は、農地等災害復旧事業及び河川等災害復旧事業について起債の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。9款国庫支出金のうち1項国庫負担金につきましては、1目民生費

負担金及び6目災害復旧費負担金について、合計で14億8,095万3,000円増額するものでございます。

次に、4ページ、2項国庫補助金につきましては、10目災害復旧費補助金について、事業の補正に伴い、16億2,426万4,000円増額するものでございます。

5ページ、12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、今回の災害復旧事業等の財源として、各基金からの繰入金を合計で2億7,800万円増額するものでございます。

次に、6ページ、14款諸収入のうち4項貸付金元利収入につきましては、中小企業災害復旧資金貸付金の補正に伴い、元利収入を8,300万円増額するものでございます。

7ページ、15款県債につきましては、9目災害復旧債について、災害復旧事業の財源とするため11億7,400万円増額するものでございます。県債現在高見込みにつきましては、19ページの地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をごらん願います。補正後の平成25年度末現在高見込額は、20ページの上から5行目の一番右の欄でございますが、今回の増額により1兆4,382億1,633万5,000円となるものでございます。

予算に関する説明書の8ページにお戻りいただき、当委員会所管の歳出につきまして御説明を申し上げます。2款総務費、4項地域振興費につきましては、いわて銀河鉄道の災害復旧費に補助するため2,610万3,000円増額するものでございます。

15ページに飛んでいただきまして、11款災害復旧費のうち1項庁舎等施設災害復旧費につきましては、被災した警察職員宿舍の修繕のため3,906万円増額するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 この補正予算は多岐にわたっているのですけれども、質問はあちこち行っているのですね。人事管理費について、民生委員や児童委員の遺族補償等の経費ですが、具体的には何名なのか。また、2年7カ月たって今出てきた理由は何なのかをお聞きしたいと思います。

○佐藤総務事務センター所長 東日本大震災津波により、死亡、行方不明になっている民生児童委員は25名ということでございまして、このうち13名の方から申請が出ておりまして、公務災害として認定済みであることから、その13名の方の遺族補償等の経費について補正するものでございます。

○岩崎友一委員長 答弁漏れですが、今のタイミングで出てきた理由はどうなっていますか。

○佐藤総務事務センター所長 申請につきましては、市町村及び民生児童委員の連絡担当を通じまして市町村等に打診はしてございましたが、目撃情報等がなかなか見つからないとか、遺族の方の心情等を考えまして、何度も問い合わせをするのをためらうという市町村の考え方もございまして、今年度の7月になって13名の方から出てきたということでございまして、県で認定委員会を開催しまして、13名の方を認定したということでございます。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。ということは、あと12名の方が今後出てくる可能性があ

るといことなのですか。また、単純にこの補正の3億4,818万6,000円を13名で割れば、1人当たりの補償額が幾らだというような計算でいいのでしょうか。

○佐藤総務事務センター所長 申請者12名のうち5名の方は、ほかの公務災害制度で認定されていますので、7名の方から今後可能性があるということでございます。

今のところまだ実際に補償額の申請の書類が出てきておりませんので、最高額で補正を要求しております、単純に13件ということで考えますと、お一人2,600万円程度ということでございます。

○嵯峨耆朗委員 ありがとうございます。次に、復興局のところですが、救助費の総合被災者相談支援事業費について、この間一般質問でも説明されたような気がしますけれども、弁護士とかファイナンシャルプランナー等の専門家について、具体的にどのような配置を考えているのか。また、例えば被災者がどこに連絡して、この人たちと相談をすればいいのかというような連絡方法とか、こういう方々を配置しておりますということをどういう方法で周知させていくのか教えてください。

○佐野生活再建課総括課長 専門家の方々の配置ということでございます。基本的には、県が県内4カ所に設置しております相談支援センターの窓口により各職種の専門家の方においでいただいて相談を受けていただくという形になってございます。

どのような形で周知、広報をしているのかということにつきましては、県政広報、それからラジオ、テレビを活用いたしましてアナウンスをしているところでございます。

○嵯峨耆朗委員 相談支援センターということですが、これは周知の仕方というのはどうなのですか、実際それでうまくいくと思いますか。どうなのでしょう。

○佐野生活再建課総括課長 もちろん相談支援センターにチラシ、それから張り紙等をして周知しているほか、相談支援センターに通常の相談で見えられた方に対して、この件については専門家相談を受けられるケースのほうがよろしいという形で、専門家相談におつなぎするという形で相談に対応しております。

○嵯峨耆朗委員 例えば市町村とのかかわりはどうなっているのか。実際に89%でしたか、かなりの割合で応急仮設住宅を利用する方が多いですね。あと、みなし仮設住宅もあると思います。相談支援センターに行く方々はいいのでしょうか。そういった方々も含めてどういうふうに周知を徹底していくのかなと思うので、その辺もお伺いしたいと思います。

○佐野生活再建課総括課長 もちろん市町村とも連携して、見回りを行う支援員の方々にもこのようなことは周知しております。

さらに、今4相談支援センターと申し上げましたが、そこから出張相談という形で出向いて相談を行うようにしております。

○嵯峨耆朗委員 せっかくいい制度なので、これは現実的に被災者の支援によりつながるように、密につながってやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、また同じなのですが、救助費のところでは応急仮設住宅

を解体撤去するための経費というものが7,230万6,000円計上されているわけですが、これは財源的には全部国から来るという理解でよろしいのでしょうか。

○佐野生活再建課総括課長 応急仮設住宅の撤去費につきましては、災害救助費の対象であり、国庫補助の対象ということで国から財源が充当されてございます。

○小田島峰雄委員 1点だけお尋ねをいたします。財政調整基金についてお伺いします。

一般会計補正予算（第2号）の補正で5億1,800万円余、一般会計補正予算（第3号）で2億5,100万円余を新たに取り崩すということでございますけれども、当初予算等も含めて本年度の取り崩しの累計額をまずお聞きしたい。それから、取り崩し後の年度末現在高見込額につきましてお聞きをいたします。

○佐藤参事兼財政課総括課長 財政調整基金の残高でございますが、まず取り崩し前の平成24年度末の残高が229億1,600万円となっております。そして、平成25年度の当初予算での取り崩し額は110億円となっております。その後、6月補正では若干積み戻し、3億3,000万円ほど行ってございます。

そして、今回の補正予算では5億3,900万円、それから追加の補正でも2億円余の取り崩しを行ってございます。また、今回補正予算の提案をさせていただいております法定積み立て、いわゆる実質収支の2分の1の積み立てが142億4,400万円ということで、平成25年度末の現時点における残高の見込額は257億1,100万円となっておりますところでございます。

○小田島峰雄委員 257億円余の残高見込みでございますが、これから復旧復興財源としても活用されるわけであると思えます。基本的に復興財源というのは、交付金等の特定財源が充当されると思えますけれども、この257億円余の財政調整基金の現在高見込額に対する評価と申しますか、これが多いか少ないのか。それから、これから将来に向けて基金残高をどう管理していくのか、その基本的な考え方についてお伺いしたいと思えます。

○佐藤参事兼財政課総括課長 今年度末で257億1,100万円ということで、財政調整基金はかなり枯渇をしてきてございました。そういった中で今回のように大雨あるいは台風による災害が発生してございますが、そのような場合の大きな災害等への備えということで、やはり財政調整基金というものはしっかり確保しておくべきものと認識はしてございます。

ただ一方で、県も非常に厳しい財政運営を余儀なくされているところでございまして、そういった中で年度間の事業の財源としての活用というようなことも重要になってまいります。ただ一方では、そういった基金の取り崩しに頼る財政運営というものについても、これはいずれ基金を活用して事業を進めていけば、どんどん額は少なくなっていくから、そういった意味で非常に難しい財政運営を余儀なくされる場所ではございますけれども、年度間調整あるいは将来の災害等の備えといったところについて中長期的な見通しの中できちんとした財源の活用あるいは残高の確保というものに取り組んでいく必要があると捉えてございます。

○小田島峰雄委員 ありがとうございます。復興費のボリュームが相当大きくなっているとはいえ、今1兆円を超す大変大きな予算の中で、この257億円余の財政調整基金が、ど

ちらかといえは極めて少ないと私は評価をいたします。そういう中で、将来の財政調整のための基金でございますから、積み増しにも一定の努力をすべきだろうと思います。

ちなみに、主要3基金の総額をお聞きしたいと思います。

○佐藤参事兼財政課総括課長 ただいま申し上げました財政調整基金257億円余のほかに財源対策3基金として捉えているものが県債管理基金、それから地域振興基金がございます。平成25年度末の見込みにつきまして、現段階、9月補正予算編成後でございますと、県債管理基金につきましては389億円、それから地域振興基金につきましては38億5,700万円ということで、この三つの基金を合わせますと685億円弱という規模になるところでございます。

○熊谷泉委員 特に一般会計補正予算(第3号)の関係でお尋ねしますけれども、今回46億円ということで、ほとんど台風被害と大雨洪水の対策の予算だと思いますが、伺いたいのは県にかかわるものは多分県土整備部の部分がほとんどだと思いますが、もし農林水産部でやらなければならない事業があるとすれば何か。ほとんどが市町村に対する補助事業なのか。

あと一つは、県土整備部にかかわるもので、それは部局がまた別ですが、今までの経過を見ますと、東日本大震災津波で建設関係は沿岸に移動していて、これから災害査定まで、県央部に入札不調がないとは言えないような状況だと思います。その辺の見通しはどのように考えているのかお伺いをいたします。

○佐藤参事兼財政課総括課長 1点目の農林水産部の事業の関係について私から御説明させていただきますが、追加の部分の補正の中では災害復旧費の中に農林水産施設災害復旧費を予算計上してございます。そちらは、団体営農地等災害復旧事業費補助ということで16億円余を今回補正をしてございます。これについては、市町村あるいは土地改良区が施設の復旧事業に要する補助ということで、財源は全て国庫補助金でございます、それを県の予算を通じて市町村に交付する内容となっているものでございます。

○山崎入札課長 入札不調の動向でございますけれども、入札不調の割合ですが、今年度に入りまして、9月までには16%という状況で、昨年同月の8%を上回るペースで進んでいるところでございます。最近では、災害公営住宅などの建築関連工事の不調が増加するといった特徴も出てございます。

入札不調の原因といたしましては、業界との意見交換等により聞き取りしたところによりますと、技術者や作業員の不足あるいは建築資材、労務費の上昇により利益を確保できないおそれがあると言われております。現在入札の要件緩和ですとか、建設の施工拡大策ということで進めているところでございますけれども、岩手県復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議というものを持ちまして、関係部署で情報交換をしながら進めさせていただいているという状況でございます。

○熊谷泉委員 沿岸の復旧も大変だと思いますが、沿岸はいわゆるコンクリート工事がかなりの額を占めている。こちらの内陸部の災害復旧は、余りそういうコンクリート工事と

いいですか、護岸工事もあります、土砂撤去とかそういうような被害が主だと思いますが、その辺の業者が違うのかどうか分かりませんが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○岩崎友一委員長 どなたか答弁できますか。

○熊谷泉委員 答弁はよろしいです。

○岩崎友一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五月女市町村課総括課長 議案第17号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その2）の5ページから7ページでございます。内容につきましては、便宜お手元にお配りしております説明資料により説明させていただきます。

1の改正の趣旨でございますけれども、大気汚染防止法等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

2の条例案の内容でございますが、まず大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正に伴い、条例で引用する条文に条項ずれが生じたことから所要の整備を行おうとするものであります。

次に、旅券法が改正され、旅券の名義人の氏名等に変更が生じた場合に旅券の記載事項を訂正する現在の制度を廃止いたしまして、新たに旅券を発給することになることに伴いまして、この旅券の訂正に係る事務を本条例から除く改正を行おうとするものであります。

3の施行期日等でございますが、それぞれ関係する法律の施行の日から施行するとともに、所要の経過措置を講じようとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 1点だけですが、法律の一部改正がどういうふうに変った結果このようになったのですか。その辺を説明してください。

○五月女市町村課総括課長 まず、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正につきましては、今まで環境基準法の中で放射性物質に関する事項というのは適用除外とされていたのですが、先般の原発事故に伴いまして、こういった部分を適用除外から除きまして、環境省が常時監視を行うといったことの規定が新たに追加されたことに伴いまして、条項のずれが生じたものでございます。

また、もう一つの大気汚染防止法の一部を改正する法律につきましては、アスベスト等の処理を行う際に、工事を行う前にきちんと事前調査をして公表するといったことが新たな規定として加わったことによりまして条項ずれが生じたというものです。

最後の旅券法の一部につきましては、個別に申し上げましたが、今までは名前等が変わった場合に名前を訂正できたのですが、それが国際基準では、そのようなものは機械で読み取れないということで、新しい旅券を発給するという事務に変わることに伴いまして、訂正する事務がなくなったというものでございます。以上でございます。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大槻人事課総括課長 議案第18号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その2）の8ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

まず、第1の改正の趣旨でございますが、災害派遣手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大しようとするものでございます。

次に、第2の条例案の内容でございますが、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴いまして、災害派遣手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大しようとするものでござ

ざいます。

具体的には、点線の囲みの中になりますが、支給対象職員に、大規模な災害を受けた地域において、復興計画の作成等のため本県以外の団体から派遣された職員で、住所または居所を離れて本県の区域に滞在することを要する職員を追加するものでございます。なお、手当の額は、現行の災害派遣手当と同額でございまして、日額6,620円の範囲内で、本県への滞在日数及び滞在する施設の区分に応じまして支給されるものでございます。

最後に、第3の施行期日についてでございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 簡単なことですが、これを新たに加えたことによって対象者というのはどれぐらいいるのでしょうか。それによって金額がどれぐらいと見込まれているのか。あと、これは国からの補助という理解でいいのかどうか。

○大槻人事課総括課長 まず、対象者の話でございます。現在、岩手県にも他県から応援に来ていただいている方がございまして、これにつきましては今回条例案としてお示しさせていただきました大規模災害からの復興に関する法律ではなくて、従来からの災害派遣のほうで読まれているところでございまして、他自治体から応援で来ていらっしゃる方が161人ございます。

これは、平成25年度の当初予算額になりますが、3億5,500万円弱が支給されているというような格好になってございまして、この大規模災害からの復興に関する法律につきましては、ことしできた法律でございまして、4月12日に閣議決定された以降の災害を対象とするというような格好でございまして、現段階では今後何人が必要かといったところは把握できているところではございません。

それからあと、現行の災害関係でのお金の面でございまして、これにつきましては基本的には特別交付税という形で措置されているものでございます。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。東日本大震災のかかわりかなと思ったのですが、そうではないのですね。

○大槻人事課総括課長 この法律の制定の趣旨が今回の東日本大震災津波の教訓と課題を踏まえて、今後起こるべき大規模な災害について復興の枠組みを創設するという考え方に沿った法律であるということでございます。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**宮管財課総括課長** 議案第19号財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして御説明申し上げます。議案（その2）の9ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元にお配りしております条例案要綱により御説明申し上げます。

まず第1の改正の趣旨でございますが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の整備を行おうとするものでございます。

第2の条例案の内容でございますけれども、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正に伴い条項が追加されたことによりまして、本条例で引用しております条項ずれが生じたことから所要の整備をするものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**岩崎友一委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**嵯峨竜明委員** 先ほどもそうですけれども、法律が変わったことによって条例を改正するという例が多々あるのですけれども、その法律がどう変わったのかという説明がなくて、最初に資料として載せたほうがよいのではないかと私は思って聞いていました。誰に言えばいいのかわからないのですけれども、先ほどもそうですし、その後もそうなのですけれども、提出予定議案等説明会でいただいた資料がありますが、それと全く同じものが出てきましたね。ということは、あえてここで配らなくてもいいと私は思っています。それよりも、先ほども聞きましたし、これだってそうですけれども、今の説明では法律がどう変わったのか、どのように変わった結果そうなったのかという説明がないです。できれば、そうしてもらったほうがわかりやすいような気がするのですけれども、そのようなことはどなたに聞いたらいいのでしょうか。

○**小田島総務部長** 今回根拠となる法律、引用している条文が、法律の改正に伴って法律の条文がずれたことに伴う県条例の条例改正ということで、簡単な説明にさせていただいておりますけれども、嵯峨委員御指摘のとおり何ゆえに法律が変わったのか等については、必要な範囲内においてでありますけれども、やはりわかる情報としてつけるような形の工夫を凝らすことと、それからあと提出予定議案等説明会の資料に加えて、今回どの程度お示しをするように直していくのかというのはこれからのことでありますけれども、できる

だけ説明するに当たって委員の先生方が理解しやすいような形で資料を充実するような形に今後検討させていただきたいと思います。

○**嵯峨耆朗委員** ほかの方々に関心がないなら別にいいですよ。いいですけど、そうでないと一々聞かなければならないので、先ほど説明していただいた五月女市町村課総括課長ですか、中身とすればあのような形の説明でいいと思うのです。それがあれば法律も変わったのだなど。調べればいいのしょうけれども、能力的にもないので、説明資料があれば助かると思って言わせてもらいました。よろしくお願いします。

○**岩崎友一委員長** 答弁はよろしいですね。

○**嵯峨耆朗委員** はい。

○**岩崎友一委員長** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号岩手県国民体育大会運営基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小友国体・障がい者スポーツ大会局総務課総括課長** 議案第20号岩手県国民体育大会運営基金条例の一部を改正する条例案の概要について御説明申し上げます。議案（その2）の11ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案第20号岩手県国民体育大会運営基金条例の一部を改正する条例案の概要により御説明を申し上げます。

この改正は、資料の2の条例案の内容の（2）の点線で囲った部分に記載してございますが、本年7月24日の公益財団法人日本体育協会理事会において、本県での第71回国民体育大会の開催が正式決定され、またそれに伴い全国障害者スポーツ大会は厚生労働省告示によりまして国民体育大会と同じ開催地において実施するものとされていることから、第16回全国障害者スポーツ大会についても本県で開催することとなり、両大会の開催等の業務を一体的に進めることとなったことにより行おうというものでございます。

1の改正の趣旨でございますが、岩手県国民体育大会運営基金の設置の目的に第16回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を加えるとともに、あわせて所要の改正をしようとする

るものでございます。

2の条例案の内容でございますが、まず題名を岩手県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例に改めようとするものでございます。また、第1条の基金の設置の目的に第16回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を加えるものでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号岩手県手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○松川参事兼NPO・文化国際課総括課長 議案(その2)の13ページをごらん願います。議案第22号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について説明します。改正案の内容につきましては、便宜お手元に配付しております岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の概要により説明いたします。

1の改正の趣旨の箱書きをごらんいただきたいと思います。改正の主な内容は、旅券法の一部を改正する法律がことしの6月28日に公布されまして、一般旅券の記載事項訂正手続が廃止されることに伴いまして、岩手県手数料条例から一般旅券記載事項訂正手数料の規定を削除しようとするものであります。

旅券の記載事項の訂正手続が廃止されることになりました背景は、平成27年になりますが、11月24日までに各国で全ての非機械読み取り方式の旅券を失効するという新しい国際標準が導入されることになっておりまして、現在行っている旅券にタイプ印字をする記載事項の訂正という手法が通用しなくなるというものです。このため婚姻などにより名字、氏名が変わる、あるいは本籍地の都道府県が変わるといったことで旅券の記載事項に変更が生じた場合、変更が生じた旅券を返納していただきまして、返納旅券と残存期間が同じ一般旅券を新たに発行する対応が必要になります。

なお、新規旅券の発給でありますので、県の手数料、これは収入証紙になりますが、2,000

円、それから国の手数料、これは収入印紙になりますが、4,000円を徴収するということになります。

施行期日は、平成26年3月ということになっておりまして、それまでの施行予定となっております。あわせて、所要の経過措置を設けようとするものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 わかりやすい説明でありがとうございました。私は去年だったかな、パスポートをとったのですけれども、それはいいのですかね。機械で読み取れるようになっているのかどうかわからないので。それと先ほど新規発行と同じようになっていると。だったら、残存期間ではなくて、そこから10年とか5年とした方がいいのではないかと思います。そうでないとこれまで以上に負担がふえますよね。そう思って聞いていたのですけれども、どうなのでしょう。

○松川参事兼NPO・文化国際課総括課長 いわゆるパスポートというものでございまして、固いものが間に挟まっているところがあるのですけれども、そこにICが埋め込まれておりまして、本籍とか氏名というものがそれに入れられております。今現在は紙の別なページに、例えば名字が変わったといった場合にはタイプで改めて印字しておりますけれども、それができなくなるということでございます。

それから、新規の発給ということになりますと、10年で合わせて1万6,000円、それで5年で1万1,000円ということになります。そういった方法もあるかと思えますし、先ほど申し上げたとおり残存期間ということになりますと6,000円ということになります。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第23号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田鎖交通部長 議案第23号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案（その2）の14ページをお開き願います。内

容につきましては、便宜お手元にお配りしております資料の議案第23号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

1の改正の趣旨についてであります。運転免許の取消処分者講習を行う指定試験機関等として新たに指定された者に対し、当該講習に係る手数料を納付しなければならないこととしようとするものであり、2の条例案の内容は、取消処分者講習の指定試験機関等を追加するものであります。これまで運転免許の取消処分者講習を実施する指定試験機関等として盛岡市2校、北上市1校、奥州市1校、平泉町1校、陸前高田市1校の合計6校の指定自動車教習所を指定していたところであり、新たに一関市千厩町の千厩自動車学校を追加指定し、県内の取消処分者講習の指定試験機関等を合計7校とし、受講者の利便性の向上を図るものであります。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**岩崎友一委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第35号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**細川法務学事課総括課長** 議案第35号財産の取得に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。議案（その2）の34ページをお開き願います。なお、説明につきましては、便宜お配りしております資料に基づきまして御説明申し上げます。

この議案は、財産の取得に関しまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、取得しようとする財産につきまして御説明申し上げます。資料の2の取得する目的でございますが、財産を取得する目的につきましては、行政情報の処理の用に供するためでございます。資料の3の取得する財産にありますとおり、種別は備品でございます。また、名称及び数量は職員一人一台端末として利用するパーソナルコンピュータ及びディスプレイ2,226台でございます。取得予定価格は1億9,110万円となっております。

資料の5の取得の方法でございますけれども、取得の方法は買い入れで、一般競争入札の結果、株式会社アイシーエスから取得しようとするものでございます。なお、平成21年度以降5カ年計画で職員一人一台端末の更新を行ってございまして、今年度をもって全端末の更新を終えるものでございます。

取得するパーソナルコンピュータ及びディスプレイの仕様につきましては、資料の2ページ目に記載してございます。今年度はアイシーエスにおきましては、パーソナルコンピュータの本体部分につきましては富士通株式会社のものを、またディスプレイの部分につきましてはアイ・オー・データ機器社のものを調達する予定としてございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 計算すればいいのでしょうかけれども、ディスプレイとパソコンは1台当たり幾らになるのか。それと、一般競争入札ということですが、その入札の状況はどうだったのかお聞かせ願います。

○菅野行政情報化推進課長 今回のパソコン調達台数2,226台、契約見込価格としまして1億9,110万円ということになります。したがって、1台当たり8万5,849円という平均価格になる予定でございます。

あと、入札状況でございますけれども、受注したアイシーエスを含めまして3社から応札がございました。

○嵯峨耆朗委員 ありがとうございます。ほかの公共事業の契約ですともっと細かく出しますね。いわゆる入札調書がないのですが、なぜ出さないのかお聞かせ願いたいです。そして、出すべきだと思うのですけれども、どうお考えでしょうか。

○細川法務学事課総括課長 ただいまの嵯峨委員御指摘の点につきましては、今回資料にお示ししませんでしたけれども、今後、十分考慮してわかりやすい説明と、それから資料も工夫してまいりたいと考えてございます。

なお、今回の入札結果につきましては、県のホームページで公開されてはございます。

○嵯峨耆朗委員 ホームページですね、わかりましたけれども、なぜ出さないのですか。そのことについての答えがなかったのですが。

○細川法務学事課総括課長 今回、入札調書なり細かい資料をお示ししなかったわけですが、5カ年計画の調達で今回が5回目の調達になりますけれども、昨年度までお示した資料が今回と同じ範囲での資料だったものですから、昨年度の例に倣いまして今回はこの範囲で資料をお示したところでございました。

○嵯峨耆朗委員 前の委員のときはどうかはわからないのですけれども、これはやはり示さないといけないですよ。ほかの入札のところだともっと細かく、点数まで出てきます。こういう物品調達については要らないのかどうかわかりませんが、出すべきだと思います。ホームページがどうこうと、だったら余計ここを出してもいいでしょうから、そのほうが理解しやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

なぜ出さなかったかという説明にはなっていないですよ。これまでもそれでいいと思って出さなかったということなのでしょうね。私はそれではよくないと思います。これは一般に買った場合と比べて安いのですか。それも紹介してもらいたいと思います。

○菅野行政情報化推進課長 今回調達したパソコンにつきましては、先ほど御説明の資料の2ページ目にありますように、写真つきでございますけれども、内容的には、ウインドウズ7プロフェッショナルという一般家庭向けのパソコンのOSを超えた、いわゆるビジネスモデルで価格としても高いものでございます。それが平均として、先ほど二千数百台の一括調達となり8万5,000円ということになりますけれども、実際市販で買いますと10万円を超えるものになりますので、調達としては廉価といえますか、安く調達できたものと判断しております。

○嵯峨耆朗委員 今のような話は、実は私は質問したくないのです。資料が出ていれば聞かなくていいわけですよ。ですから、そういう意味でも言っているのです、ぜひ出してもらいたいです。

もう一点、平成26年4月でメーカーサポート期間が終了と出ていますけれども、今回導入した機種はいつがメーカーサポート期間の終了になっているのでしょうか。

○菅野行政情報化推進課長 先ほどのOSでありますウインドウズ7について、マイクロソフト社のサポート期限ということでは平成32年1月14日とアナウンスされております。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。ということは、そのころにはまたかえるということなのですね。それまでもつのかかと、6年ももたないですよ。反対ということではないのですけれども、ぜひ入札の状況はお知らせ願えればと思います。

○小田島総務部長 先ほどの御質問の中でもお示しする資料について御指摘があったわけでありまして、今回の件についてこの資料作成の経緯はお話ししたとおりでございますが、財産の取得に関するさまざまなほかのところの資料等の状況も調べながら、委員の皆様がわかりやすいような形で、必要な情報について盛り込んでお示しするよう形にしたいと思っておりますので、御了承願いたいと思います。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は……

○佐々木博委員 資料が出てこない。

○嵯峨耆朗委員 資料が出てきてから。

○佐々木博委員 何か先ほどの説明で、去年と同じということだったようですが、委員がかわっているわけですから、去年と同じということはないと思うし、それから通常の工事の請負なんかだともう少し細かく出ているのだけれども、なぜこれを要求しているかということの一つには、アイシーエスという会社は要するに県と関係のある会社でしょう。ですから、やはりそういうところが相手になっているときには余計慎重に、客観的に

この資料というのは出すべきだと私は思うのです。ですから、これを判断する前に出していただければありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○細川法務学事課総括課長 ただいまの佐々木委員の御指摘につきましては、資料の説明を含めまして十分に尽くすように工夫をしながら考えていきたいと思えます。

○佐々木博委員 そうではなくて、ここの委員会で採決する前に出していただきたいということです。一般競争入札だったということですから、入札の結果とともに入札に応ずる条件というものがあつたと思うのです。ですから、こういった条件の方々が参加できて、そしてその結果がどうだったと、その程度の資料を出していただければ、皆さん判断できると思えますから、そこをお願いしたいと思えます。

○岩崎友一委員長 執行部は提出できますか。

○小田島総務部長 今お話をいただいた資料等については調製をいたしまして、お出しをしたいと思えます。

○岩崎友一委員長 それでは、資料が提出されるまでの間議案第35号の採決を保留しまして、次の請願陳情の審査に移りたいと思えますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第79号尖閣諸島の実効支配の推進及び領海警備法の制定を求める請願を議題といたします。

本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○久保孝喜委員 質問はありません。答弁者がいないということになっていますから、質問はありませんが、意見を申し上げたいと思えます。

尖閣をめぐるさまざまな動きの中でこうした請願が出てくること自体は、これは請願権の問題ですからいたし方がないことではあります、この請願の要旨を見る限りにおいては、この問題のかなり先鋭的な、そしてさらに事態を悪化させかねないような内容を含んでいると私は理解をいたします。

そもそも東アジアにおける緊張関係がこういう尖閣の問題や竹島の問題を通じてクローズアップをされてきた背景ということも考えれば、本来国と国との外交関係が円滑かつ円満に行われるということが前提とならなければならない話ですから、今回の請願の趣旨にあるような、いわゆる実効支配を強めるという具体的な踏み込み方をすれば、なおのこと緊張関係をさらに高めることになり、加えて近隣の外交に大きな支障を来すものと思えます。したがって、この請願については、願意の妥当性はないと私は考えておりますので、そのように御意見を申し上げたいと思えます。

○岩崎友一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思えます。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号第80号消費税8%への増税の中止を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○小向税務課総括課長 受理番号第80号消費税8%への増税の中止を求める請願につきまして御説明申し上げます。なお、御説明に当たりましては、便宜お手元にお配りしております資料、消費税8%への増税の中止を求める請願に関する説明資料で説明させていただきます。

まず、1の改正法の概要ですが、昨年8月22日に社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指すことを趣旨とした社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等が公布されました。

税率につきましては、資料の表に記載のとおり、現行の国の消費税4%、地方消費税1%であるものが、それぞれの消費税については平成26年4月から税率6.3%に、平成27年10月から税率7.8%に、地方消費税については平成26年4月から税率1.7%に、平成27年10月から税率2.2%へと引き上げられ、合わせまして平成26年4月から税率8%、平成27年10月から税率10%になるものとされております。

消費税の収入は、年金、医療、介護の社会保障給付と少子化対策に充当されるほか、地方消費税の収入についても引き上げ分は社会保障の施策の経費に充てられることとなっております。

なお、1の(3)に記載のとおり、消費税率の引き上げに当たっては、経済への配慮として経済状況などを総合的に勘案し、引き上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする、いわゆる景気条項の規定が置かれているところです。

次の2の消費税率の引き上げに当たっての閣議決定であります。今月の10月1日の閣議において、経済状況等を総合的に勘案し検討を行った結果、消費税率については平成26年4月1日に5%から8%へと引き上げることを確認すると決定されたところであります。閣議決定においては、消費税率の引き上げによる景気の下振れリスクに対応することを目的として、経済政策パッケージが決定されたところです。それには幾つかの減税措置等が盛り込まれており、その概要は3の(1)から(5)に記載したとおりでございますが、先端的な設備の投資を促進するための投資減税の措置等、企業による賃金引き上げを促進するための所得拡大促進税制の延長、拡充、また復興特別法人税の1年前倒しでの廃止の検討、そのほか低所得者への配慮として簡素な給付措置、増税の影響の平準化のための住宅取得者への給付措置等が実施されるところです。以上で説明を終わります。

○岩崎友一委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ないようでございますが、よろしいですか。

それでは、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」、「不採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 本請願につきましては、採択と不採択の意見がございますので、採決を行いたいと思います。それでは、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第81号岩手県全域における除染基準値の見直し（引き下げ）を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○渡辺放射線影響対策課長 受理番号第81号岩手県全域における除染基準値の見直し（引き下げ）を求める請願につきまして御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元にお配りしております資料、岩手県全域における除染基準値の見直し（引き下げ）を求める請願に関する説明資料と書いてございます資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、1の岩手県の現状ですが、県内において平成23年3月11日の原子力発電所事故以前から空間線量を測定しておりましたのは、盛岡市にございます岩手県環境保健研究センターに設置しているモニタリングポストのみとなっております。平成23年3月13日に当該事故後の最高値、毎時0.067マイクロシーベルトを測定しましたが、当年4月以降は事故発生以前の平成19年度から平成21年度の平均、毎時0.023マイクロシーベルト前後で推移し、本年9月の月間平均は0.022マイクロシーベルトとなっております。

また、平成23年6月から県内主要地点の庁舎及び公園など55カ所の空間線量率をサーベイメータにより地表1メートル、50センチメートル及び5センチメートルの三つの高さで毎月1回測定しており、平成25年9月の測定におきまして、全地点とも5センチメートルも含め、国の除染実施計画の対象区域となる毎時0.23マイクロシーベルトを下回ったところでございます。

次に、2の国の対応ですが、主な除染基準としましては、表に記載のとおり文部科学省所管の学校の校舎、校庭等に関するもの、環境省所管の汚染状況重点調査地域に関するもの及び全域を対象とした局所的汚染箇所に関するものがございます。いずれの基準も国際放射線防護委員会勧告に基づき、追加被曝線量を年間1ミリシーベルト以下を目指している点では共通しておりますが、学校などのように小学生が日常生活を送る場所においては、児童の体格に合わせて測定する高さを50センチメートルとし、地域的に比較的高い値が測定された汚染状況重点調査地域にあつては、除染基準を毎時0.23マイクロシーベルトにするなど、それぞれの基準が適用される状況により、測定法や除染基準を適切に運用しているものと思っております。

なお、いわゆるホットスポットと呼ばれることがあります局所的な汚染箇所の除染基準につきましては、1メートルの測定高で毎時1マイクロシーベルトとなっております。

次に、県の対応ですが、3の(1)の表に記載のとおり、平成23年9月に高線量である箇所について放射線量の低減措置を講じることにより、県民の安全・安心に資することを目的として、国の通知などを参考に放射線量の低減に向けた取り組み方針を策定いたしました。

当該方針については、国の基準と同様、追加被曝線量を年間1ミリシーベルト以下とすることを目標としており、さらに県内の測定結果等を勘案いたしまして、県内全域において面的な広がりがある場合、雨どいの下などの局所的な場合など、測定高につきましても、各施設の管理者が利用実態に応じて50センチメートル未満の高さでも測定することができるように地上からの高さを特に定めず、除染等の低減措置を講じる目安を毎時1マイクロシーベルトとしたところでございます。

また、平成24年3月には、市町村が学校など、あるいは不特定多数の方が利用する施設について放射線量の調査、低減措置を実施する際の参考となるよう、具体的な測定方法や低減措置の方法について定めた岩手県放射線量低減マニュアルを策定いたしました。当該マニュアルにおいて、先ほど3の(1)で御説明いたしました放射線量低減に向けた取り組み方針に定める目安を超える空間線量率が測定された箇所について直ちに除染等の措置を講じることができない場合は周囲に囲みを設けるなど、立ち入り制限の措置を講じることにより放射線被曝の防止を図ることとしております。

なお、資料裏面につきましては、資料1で御説明申し上げました岩手県の状況の詳細でございます。以上で説明を終わります。

○岩崎友一委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○久保孝喜委員 先ほどの説明について若干お尋ね申し上げたいと思うのですが、岩手県の対応の問題として、空間線量を測定し除染の基準値に達しているかどうかを判断することになっているわけですが、例えば測定高が1メートルあるいは50センチメートルで測定される有効範囲というものをどういうふうに設定しているのか。すなわち、測定ポイントをどれだけ確保した上で、例えばこの土壌については除染対象外と判断しているのか、その辺の考え方をお示しいただきたい。

○渡辺放射線影響対策課長 今久保委員から御質問のございました測定の範囲ということですが、実は先ほど御説明いたしました岩手県放射線量低減マニュアルの中にそのようなことを定めてございます。例えば面的に測定する場合にあっては、全体の見取り図あるいは利用状況などを勘案いたしまして、大体の測定箇所を定めます。さらにわかりやすく言いますと、校庭等のような場合には、さいころの5の面を想像していただきたいのですが、そういった形でポイントを取りまして、その中で平均的に持っていきます。さらに、局所的な測定、特に雨どいの下などにつきましては、もちろん厳密な形での測定になりますと、やはり同じようにポイントをとってやるのですが、実際県民の方が測定する場合に

は、そこまで求めるのは酷ということもございますので、雨どいの下で直接はかられた場合であっても当然我々は対象と考えてございます。ですので、厳密に例えば測定地点から面積が何平方メートル以内というような形での測定をしているものではございません。

○久保孝喜委員 したがって、一般的には空間線量をはかったところで、現実の表面土壌の放射線量というのは実は正確にははかれないということが一般的になっていまして、国の方針そのものが従来の測定概念からしても実は極めて国際的にも不十分だというような指摘があるわけですがけれども、今の答弁の中でも例えば学校を単位にした場合に、例えば一定の方針とすれば、測定ポイントは何カ所なのですか。そこをまずお答えください。

○渡辺放射線影響対策課長 それでは、御質問にお答えいたします。

学校等については何カ所かというような御質問がございましたが、学校等といいましても土地の形状、建物の形状、さまざまな場合がございまして、一概に学校の場合には何カ所、校庭の場合には何カ所というような決め方はしてございません。実際の利用状況に応じて、あるいは土地の形状に応じて測定ポイントが多くなったりする場合もあろうかと理解しております。

○久保孝喜委員 言われたことを答えたというつもりなのかもしれませんが、私の質問の趣旨を聞いていただければわかると思うのですが、例えば何カ所から何カ所ぐらいは測定していますとか、そういうことを求めているので、そう余りしゃくし定規にとらないうでいただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○渡辺放射線影響対策課長 申しわけございませんでした。残念ながら、実はどういった箇所において何カ所というような形のデータはただいま持ち合わせてございません。

○久保孝喜委員 だから、こういう説明が誤解を生むわけですよ。つまりここにも国の対応の部分で、除染基準はこういうことだと一覧になっていますよね。例えば文部科学省の場合、学校、箇所区分、面的に調べますということになっているのですが、では面的というのなら何カ所調べるのかと聞かれたときに、担当者自身は何カ所測定しているのかわからないという話だったら、そこで出てくる空間線量は基準値以下でしたから大丈夫ですということ自体が信頼感を得られなくなってしまうわけです。そこをきちんと説明をしなければならぬという責務が県行政にはあるのではないですかということをお願いいたします。

なおかつ言えば、そういう箇所数は極めて少ないというのが我々の認識なのですがけれども、そういう空間線量率をはかっても、なおかつポイント数が少ない、空間線量率で土壌表面汚染度というのはなかなかはかり切れないという科学的な限界があるわけです。ですから、それをもって全部大丈夫ですと言い切ってしまうことに今問題とされているこの土壌汚染の問題や、あるいは低線量被曝の問題が全部つながっていくという極めて悪循環が今この放射線問題をめぐって起きているということを担当者は認識していただきたいと思っております。きょうのところは以上であります。

○岩崎友一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかにないようでございますので、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」、「不採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 それでは、本請願につきましては、継続審査と不採択の意見がございますので、まず継続審査について採決を行いたいと思います。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査をしないことに決定をいたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定をいたしました。

昼食時間にかかりますけれども、この後、この際の発言と、先ほど残しました議案第35号の2点が残っておりますが、引き続き審査を継続したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 当局から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○細川法務学事課総括課長 先ほど議案第35号の財産の取得に関し議決を求めることにつきまして……

○岩崎友一委員長 済みません。最初に、ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。

ただいまお配りしました資料につきまして、執行部から説明はありますか。

○細川法務学事課総括課長 先ほどの議案第35号の財産の取得に関し議決を求めることにつきまして、追加資料につきましてお許しいただければ御説明申し上げたいと思います。

お配りいたしました資料につきまして、入札調書のコピーと、それからこちらで発注の際に出しました仕様書でございます。入札そのものは調書にありますとおり、一般競争入札ということでございまして、数量につきましては2,226台のパソコンということになってございますが、いわゆる一般競争入札ということで、入札参加資格につきましてはこの仕様書の条件を満たすこととして、特に制限を設けているものではございません。

9月2日に入札を実施しておりますけれども、お手元にお配りしてございませぬが、実は7月31日に1回目の入札を実施したのですが、不調に終わりました。2回目の入札を9月2日に実施した結果でございます。1回目のときには、予定価格を入札された業者全てが上回った状態でございます。それで不調に終わったところでございまして、9月2日の2回目の入札のときに、若干数量等について見直しを図りまして、仕様を改めまして入札を実施したものでございます。調書にありますとおり、参加業者3社が参加いたしました。

て、アイシーエスが最終的に落札をしたところでございます。以上でございます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 第1回に書いている金額と、結果の決定という金額が違うのですが、ちょっとわからないので、説明していただけますか。

○細川法務学事課総括課長 1回目に書いてある金額は税抜きの価格でございます、決定の欄に書いてあるのは消費税を含めた額でございます。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定をいたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かございませんか。

○佐々木博委員 ちょっと時間がオーバーしていますので、簡単に質問をしたいと思いますが、一般質問でも出ていましたけれども、県有地の問題です。未利用県有地の処分の問題が一般質問でも質疑が交わされましたけれども、それに関連してちょっとお伺いしたいと思いますが、具体的に言いますと盛岡市の加賀野地区であります。県有地が処分されて、1棟目のマンションはもう既にできて、2棟目のマンションは工事が始まったかどうかわかりませんが、既にパンフレットが新聞折り込みなんかで入っておりますけれども、御案内のとおり住民から地域にふさわしくないというようなことで、反対の声が出されておるということは御承知のとおりだろうと思います。1回目のときもマンションの反対の声がありましたし、それ以外にも1回目のときは問題があったのですが、いずれ県有地が処分されるたびに周りの環境が悪くなるという声は実は出されておまして、もちろん利用の計画もない土地を、今は県財政も大変ですから売却するということについて異存はないわけでありまして、しかしながらただ売ればよいというわけではなくて、やはり周りの環境も考えて、売る場合も事前に住民の声を聞いて幾らか条件をつけるだとか、そういったことの配慮が私は必要なのではないかなと思っております。今恐らく、まだ土地がありますから、さらにまた売却されて、またマンションが建ってますます環境が悪くなるのではないかという声が加賀野地区ではあります。

私は、マンションが建てば、環境がイコール悪いというわけではないと思っております

けれども、ただやはり今多分買えるというのはほとんどマンション業者しかないだろうと思うのです。そうしますと、容積率いっぱいには必ず建てます。今土地は容積率売買ですから。ということは高さも、それから敷地も限度いっぱいには建てるということになりまして、それに対する住民の反発というのがあるわけです。

ですから、県が売る場合、例えば少し容積率に、建築基準法だとか、あるいは都市計画で決められている条件よりも地域に配慮してもう少し厳しい条件をつけて売るだとか、もう目いっぱいの値段で売ってしまってから後で条件をつけても、それは商慣習としてもよろしくないわけでありますから、売る前の地域に対する配慮というのが私は必要ではないかなと思っております。

もし売り主が盛岡市であったならば、多分こうはならなかったと思うのです。やはり県はそういった点では住民と余り接点がないままに、ただ売却だけ急いでいるのではないかなという感じがするのですけれども、住民から県にも反対の声も寄せられているということも聞いておりますけれども、その辺についての今までの経緯についてまずお伺いをしたいと思います。

○宮管財課総括課長 ただいま御質問がございました加賀野地区の旧公舎の関係につきましては、以前から進めてきたところでございまして、売却に当たりましては、まずは庁内、さらには該当する市町村、今回は盛岡市でございまして、御意見並びに活用策等をお伺いした上で、地域の皆様、町内会等の関係者等に説明をした上で、売却への手続をとってきたところでございます。

特に今回庁内ですとか、あるいは盛岡市での活用についての御意見等はございませんでしたので、売買の方法をとらせていただいたところでございます。地域の方々にはその際には、こちらとすれば十分に説明をしまいたつもりではございましたけれども、結果としてそういった地域の方々からさまざまな声を頂戴したところでございます。

売却の後、地域の方々からさまざまな御意見あるいは御要望等も頂戴してございまして、当方といたしましても可能なものにつきましては、最大限地域の皆さんの御要望にお応えできるような形で協議していきましようということにしております。

ただ、今後の取り扱い等につきまして、現段階では周囲の用地等の処分については計画等はございませんけれども、今後そういった処分の案件等がございましたら、庁内はもちろんですけれども、該当する市町村にもできるだけ早目に情報提供して、まずは御意見を頂戴しながら取り進めてまいりたいと思いますし、売却に当たりましては、さらに地域の方々の声を十分にお聞きしながら進めていくことといたしたいと考えてございます。

○佐々木博委員 ありがとうございます。まだまだ売却可能な土地がありますので、多分また同じようになるのではないかと本当に住民の方々は心配されているわけであります。

それで、昔ですと建築確認を出しますと、盛岡市が特定行政庁ですから盛岡市で受けてやっていたわけですから、正直に言ってその段階で住民ともっと協議しろというような行政指導が入ったのです。今は建築確認は民間でもできますから、マンション業者なんかは

盛岡市を通して建築確認を出すところがほとんどないです。民間業者を通せば早いからです。そして、法規に違反していなければ通りますし、そのように進んでしまったことを後から見直すということはまず100%不可能です。ですから、売却の時点でもっと地域との協議というものがこれからますます必要になると思いますので、ここだけではなくて、ほかにも未利用地で売却の予定地がいろいろあるかと思えますけれども、ぜひそうしたことに對しても配慮していただいて、今後進めていただきたいと思います。以上です。

○岩崎友一委員長 答弁はよろしいですか。

○佐々木博委員 はい。

○岩崎友一委員長 委員の皆様にお諮りをしたいと思います。

この際、昼食のため1時まで休憩をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 では、1時まで休憩したいと思いますので、よろしくお願ひします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○久保孝喜委員 お時間をいただいて、何点か質問をさせていただきたいと思いますが、おおむね大項目で3点ほどお願ひをしたいと思います。

最初に、消防指令業務の共同運用にかかわって、先般花巻市消防本部が盛岡地区広域消防組合消防本部、花巻市消防本部、北上地区消防組合消防本部、奥州金ケ崎行政事務組合消防本部の4消防本部で共同運用をしようという消防指令業務から離脱をするという報道がございました。言うまでもなく、緊急時の消防指令業務にかかわっては、今後とも非常に大きな課題になるわけですし、加えて消防の広域化ということが全国的に進められているさなかにあつて、いかなる理由での離脱なのかということも大変重要なのですが、県の消防業務全体をつかさどる立場からしても、今回の事案は看過できないものになるのではないかと思うのですが、まずはこの共同指令業務の共同運用ということに関して、県がこれまでどういう見解と方針を持って臨んできたのか、今回の事態をどのように見ているのか、まずその点をお示しいただきたいと思います。

○小畑防災消防課長 消防指令業務の共同運用化についてでございますけれども、共同運用化につきましては、まず平成28年5月末までに消防無線をデジタル方式に転換することが電波法の改正で決まっております、その関係で各消防本部におきまして、あわせて指令業務の見直しというようなものを図っているようでございます。その過程におきまして、盛岡地区広域消防組合消防本部の呼びかけによりまして、花巻市消防本部、それから奥州金ケ崎行政事務組合消防本部、あとは北上地区消防組合消防本部の4消防本部で指令業務を共同運用しようというような動きになった経緯がございます。

今回花巻市消防本部が通信バックアップ体制の関係で、この4消防本部の共同運用から離脱するということになってございましたけれども、まずは県とすれば残る3消防本部の

共同運用をしっかりとやっていただきたいと思っていますし、県としても必要な支援等を行ってまいりたいと考えてございます。

○久保孝喜委員 今の答弁だと、この消防指令業務の共同運用は、特に県の方針ではないという理解でいいのですか。何かいまいちその部分がよくわからなかったのですけれども、やるならどうぞという感じなのか、それとも積極的にそれを推進するという立場なのか、その辺の方針はどうかと聞いているのですが。

○小畑防災消防課長 基本的には、消防の関係は各市町村の消防本部でございますので、第一義的にはその消防本部、市町村の意向が強いかというように認識しております。

ただ、県といたしましては、消防の効率的でなおかつ効果的な運用という面もございまずるので、基本的にはそのような流れになるように支援してまいりたいと考えているところでございますけれども、まず市町村の意向が強いものと認識しております。

○久保孝喜委員 今回の離脱は、既に花巻市消防本部がバックアップ体制などを含めて他の3消防本部よりも進んでいたということが結果的に最終的な合意形成に至らなかったという大きな要素だと聞いておりますが、問題なのは、先般消防署の2割が体制不十分だという記事も出たように、消防業務全般にかかわって、例えば指令業務の更新時期という問題が目前に迫っていて、財政負担の問題もそれぞれの消防本部には喫緊の課題としてある。そこで更新時期を迎える消防本部が手を携えて、できるだけコストダウンをして消防指令の円滑な、しかも広域的な運用を図ろうという流れなわけです。

そういうことからすれば、本来広域的なガバナンスである県の指導性とか、調整能力が問われてしかるべきなのではないかと、この記事を見て私は思ったのです。県の姿がどこにもその報道の中に見えてこない、これは果たしていいのだろうかと思ったものですから今お尋ねをしているわけなのですが、そういう点での県の指導性とか調整能力とか、そういうものが発揮されて今回のような事態が起こらない形で円滑に、なおかつ将来ともに安心な指令体制、危機管理体制というものをつくっていかねばならないと思うのですが、その辺、小田島総務部長から御答弁をいただきたいと思います。

○小田島総務部長 県とすれば、できるだけ共同運用をという方針でいろいろ進めてきており、基本的な考え方は御答弁を申し上げたとおりでございます。一方で、いろんな地域事情を踏まえながら、地域の消防本部でどういう調整をするのかということの考え方を踏まえて進めませんと、その地域の声を無視した形で県が一方的に共同運用を押しつけるような形になりますので、姿がなかなか見えないということはあるつつも、できるだけ市町村のそれぞれの実情に対応しながら、その方針について進めることができるのかどうか、具体的な運用の仕方等もお聞きしつつ、県として調整がどこまでできるのかということについて今後検討していきたいと思っております。

○久保孝喜委員 消防に限らずですが、広域化という場合にはそういう調整役とか、あるいは広域的な観点でのかかわり方というのは当然県にも求められてくるはずですので、ぜひともそこはうまくやっていただきたいと思うところです。

次に、人事課にお尋ねをしたいと思いますが、震災復興にかかわって全国からたくさんの方々に来ていただいています。県職員の数自体も、正規の職員はふえませんが、さまざまな形で人材登用をして復興に資するマンパワーを確保しているわけですが、その中であって任期付職員の問題でございますが、この任期付職員の一般的な任用期間が3年と言われていたと思いますが、これを現在の復興状況からすれば3年で済むわけがなかろうという声は当初からあったわけですが、その点に対してどういう方針を持って今臨んでいるのかお尋ねをしたいと思います。

○大槻人事課総括課長 久保委員からお尋ねがありましたけれども、復興業務に携わるといって、平成24年度が最初でございましたけれども、平成25年度も全国から募集をさせていただきますけれども、そういった格好で今現在、平成24年度の方が98名、平成25年度に採用された方が73名ということで復興業務を中心に携わっているということで、大変戦力になっていただいていると考えております。

そのような中で、御指摘のとおり一般的な任期付任用につきましては基本的に3年が限度というのが法制度上でございます。一つは、今現在の復興業務の状況、いわゆる需要の部分との兼ね合いもございまして、基本的には制度の中で2年間延長ができるという制度もございまして、合計で足かけ5年になるわけでございますけれども、そういった部分も勘案をいたしまして、当然延長するに当たっては個々の能力実証も必要になってくるわけではございますけれども、そのような道もございまして、その方向で今現在検討しているところでございます。

○久保孝喜委員 検討されるのは結構だと思いますし、ぜひこれは早く結論を出してもらおうということが肝要なのだと思うのです。つまり働いている人にとっては、3年になるのか5年になるのかは、これは将来の人生設計も含めて実に重要なことです。それがいつになるかわからない、結論がどの時点で出されるのかもわからないという状況をだらだらと引き延ばしては、これは復興の業務自体にも影響を及ぼしかねないという意味では、まさに規律の問題も含めて、やはりこの方針を確定をするならするということを言明して前へ進まなければならないと思うのですが、その期日について、いつまでに結論を出すのか。

○大槻人事課総括課長 期日のお話でございますが、まずは先ほども申し上げました平成24年度に採用された方が3年目を迎えるのが平成27年3月となるわけでございます。今回、平成24年度に採用された方のほぼ全てが県の機関で仕事をされているということもございまして、私どもでは基本的には所属長と職員の間での、いわゆる人事面談といったものが今後冬場に向けて予定をされているところでございますので、その中で御本人の御希望について、延長をしたいとおっしゃる方もいらっしゃるでしょうし、もう3年でいいという方もいらっしゃるかと思いますので、そのような部分もよく踏まえた上で結論を出したいと考えております。

○久保孝喜委員 可及的速やかにという言葉がありますけれども、ぜひそのように検討を

加速化させていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、最近新聞報道でびっくりしたわけですが、震災の復興工事への暴力団の関与というのが取り上げられておりました。しかも、それが県発注工事だったという話でございます。暴力団の対応の問題については、既にさまざまな法制度が行われ、かつ市町村単位では市民運動的な会もつくられたりして、反社会的団体に対する抵抗感というのは、昨今の銀行業務にかかわっての話も含めて非常に関心が高く、注目をされる事案でもあるわけですが、まずはこの報道された県発注工事に対する暴力団の介入という事態があったことについて県としてどのように対応をされようとしているのか、まずはその認識を含めてお示しをいただきたいと思います。

○佐々木理事兼副局長 新聞記事については承知しておりますが、私も直接伺っておりませんが、庁議等では暴力団の関与については、事実として確認できなかったということでありまして、暴力団関係者の工事への従事については把握していないということでございます。

○久保孝喜委員 そもそも私は暴力団ですと入ってくる人は誰もいないわけですから、関与の事実それ自体を事前に把握できる要素というのは、極めて限られた話なわけです。そういう意味で教訓的に言えば、復興事業全体の中で、そうしたすきを与えないという県業務の実務の体制ということが求められているということなのでしょう。ただ、同じ記事の中で県の担当者のコメントとして、揚げ足を取るわけではないのですが、県警などと連携して暴力団関係者が復興事業に入らないよう注意しているというコメントです。気持ちとしてはそのとおりでしょう。注意の仕方として何があるのかということを含めて、対応策が具体的に何か示されているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○佐々木理事兼副局長 残念ながら具体的な対策については聞いていないところであります。なお、所管が県土整備部の建築住宅課でございますので、そのことについては具体策について早急に考えるということで伝えたいと思います。

○久保孝喜委員 それでは、予算特別委員会の段階でぜひそこは引き続きお話をしたいと思います。県警本部に、暴力団関係者の復興事業への参入や関与という点での具体的な対応方針をお示しいただきたいと思います。

○米澤参事官兼警務課長 本日刑事部関係の者が出席しておりませんので、暴力団排除の関係の具体的な詳細についてはお答えできかねるわけですが、一般的にこのような公共事業からの排除につきましても、県、市町村、それから実際に発注を行っている業者等も含めて、事前に名簿等を業者で確認をして、その名簿の中に暴力団あるいはその関係者がいるかどうかというようなことを確認しながら連携して暴力団排除に努めているというように認識をしているところでございます。その中で暴力団追放推進センター等とつながりを持って、照会しながら確認をしていると認識しております。

○久保孝喜委員 暴力団対策については、県のみならず市町村段階でも非常に効果的な、これぞという打つ手がなかなか見出せないということもあって、非常に苦慮している課題

でもあるわけですので、県、そして警察本部を含めて総合的な対策に力を入れていただきたいということを申し上げて終わります。

○小野寺復興担当技監 久保委員からのお話でございまして、ただいま県土整備部関係の資料が出てまいりましたので、初期段階の取り組みについて御報告をさせていただきます。

発災当初から、最初に瓦れきの処理の問題で県外からの業者もたくさん入ってくるだろうと、それから引き続いて応急仮設住宅の建設でも今まで岩手県に入ってきたことがない業者がいっぱい入ってくるという事情がございました関係で、平成23年4月に暴力団排除条例に基づき、初期の段階で工事請負契約書などの改正をしております。

それから、平成23年7月12日でございますけれども、応急仮設住宅の建設工事を行っているプレハブ建築協会というものが多くを建設しましたけれども、そのプレハブ建築協会に関しまして暴力団の関与や労働者派遣法違反が生じないよう慎重な対応について指示をしております。

それから、平成23年7月28日ですけれども、これは県警で開催をしたものでございますが、東日本大震災復旧復興事業からの暴力団排除連絡会議というものを開催をしまして、初期段階で一定の排除についての取り組みは行ってまいったところでございました。

○軽石義則委員 先般の豪雨災害並びに台風18号災害に当たって、消防本部並びに消防団の皆さんが大変活躍されたことは承知をされていると思いますけれども、それらに際して水害、洪水への活動における装備品などの不足によって支障があったようなこともお聞きをしているのですけれども、それらの課題などについて把握していることがあればお示しを願いたいと思います。

○小畑防災消防課長 消防団の装備品の関係でございまして、現在まだ、今回の大雨に関するそういった装備品の不足というのは、情報としては入っていないのですけれども、消防団の装備に関しましては、震災を踏まえまして安全装備、安全を徹底するという事で、これは内陸部ですけれども、各消防団にトランシーバーですとか、あとは発電機は平成24年度以降は整備しているところでございまして、国の補助金も創設されておりますので、そのようなものを活用して今後充実させていきたいと考えております。

○軽石義則委員 洪水、水害ですので、そこから必要なものとすればボートとか、救命胴衣とか、内陸ではなかなか通常使うものではないとは思いますが、それらがあるかないではやはり救助するにも時間的に短縮できるわけですし、それがあれば活動ができたという声もお聞きをしているところでございまして、届いていないということではなくて、一旦調査をしていただいて、これからいつ雨が降るか、台風が来るかわからない時期ですので、また同じような課題を繰り返していくことではいけないと思いますので、そういうことをすることについて、どのようにお考えなのかお示しを願いたいと思います。

○小畑防災消防課長 消防団の装備につきまして、昨年度、国の補助金等で各消防団等にはライフジャケットを4,000着ほど配備してございます。あわせて今年度、国でも補正を出しまして消防団に装備を貸与するというような制度もできてございますので、要望などを

各市町村からいただきまして、早急に対応させていただきたいと思います。

○**軽石義則委員** できるだけ早期に状況を把握していただいて、対策をとっていただくようをお願いをして終わります。

○**工藤大輔委員** 先般実施されました県の総合防災訓練についてお伺いをしたいと思いません。

東日本大震災の経験、また教訓を今回の県と市町村との連携を進めた総合防災訓練に生かしたと思いますが、特に強化して取り組んだ点についてお示ししていただきたいのと、あと実際に予定していた訓練で、できたものとできなかったものがあったと思いますが、できなかったものについては、その理由等をお示ししていただきたいと思いません。

また、当初、大体何人規模の参加者ということ想定したと思いませんが、実際の参加人数はどうであったか。そして、気づいた点は、消防関係者であったり、当初から参加を求めていた方々の参加はしっかりと集まって、それぞれの訓練をやっていたと思いませんが、一般的に地域の多くの方々にも避難の関係上も含めて参加していただきたかったはずだと思いませんが、実際にその参加の状況はどうであったのかお示し願います。

○**佐藤総合防災室長** 9月1日に実施しました県の総合防災訓練についてのお尋ねでございますが、まず今回の訓練で強化していたものということでございますが、東日本大震災津波を踏まえまして、より実践的で広域的な訓練ということを今回の大きな重点に掲げまして、これまで市単独でやっていたものを1市1町2村という久慈広域の各市町村も一緒になって取り組むという訓練を実施して、その広域の取り組みについて強化したところがございます。

できたもの、できなかったものというお尋ねでございますが、そのような中で市町村が連携したり、あるいは消防関係者が連携して取り組むということにつきましては、ある程度一定の成果が上がったものと考えております。一方、できなかったことですが、天候の関係もございまして、ヘリコプターでの訓練がその日できなかったということがございますが、そのほかの課題といたしましては、ばらばらに実施したところがあって、総括的にこの訓練をどう評価するかということが少しぼやけたところがあったことが反省でございまして、その辺訓練の重点化といったものを今後行う必要があると考えているところでございます。

なお、具体的な検証作業はこれから各市町村と県とで細かくやっていくということにしておりまして、その中で細かい人数等の把握をしていきたいと思っておりますが、当初見込んでいた9,000人規模の参加ということは、1万人を超えましたので、一定の参加者はあったものと捉えています。工藤委員御指摘のとおり住民の方々がどれだけ参加したのかということについては、検証すべきところがあると考えていますので、それを踏まえまして来年度に向けてどのような訓練をしていくのか検討してまいりたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 今回は、久慈広域で実施したわけですがけれども、もともと久慈広域は、やませの影響を非常に受けやすい地域です。当日はやませで天候不順だったことが理由で

すけれども、それにプラスして、やませということ考えた場合に、ヘリコプターが使えないケースはやはりこれからかなり強く想定をし、そうであればどういう対応が必要かということは掘り下げて、これからの市町村との検証に生かしていただきながら、実際の救助の方法、また監視の方法だとかということについても方向性を決めていただきたいと思います。

また、一般参加者という中では、自主防災組織に参加している方々は参加したのではないのかと思いますが、しかしながら私が見た洋野町の避難所についても一般の方々は少なく、自主防災組織があればちゃんと集まろうと呼びかけをしたと思います。ですので、この辺も一つの反省材料として取り組んでいただきたいと思います。ただ全員の方に本来は参加してほしいわけですが、実際は難しいというのが現状だと思います。そこで、通信会社も入っていますから、訓練の中身にメールというのがあったのですけれども、実際にメールというのがどこまで使用されていたのかということをお伺いしたいのと、できれば通信会社にも協力してもらって、きょうはこの地域でエリアメールを有効に活用し、こういう訓練をしています。訓練に当たって、ここが避難所になっています、参加してくださいとか、あとは大規模災害時に必要な情報、例えば逃げるに当たっては車ではなく徒歩でとか、いずれそのようなときについて、地域の住民の方々あるいは観光で地域を訪れるの方々、業務で日常的に訪れているの方々にもエリアメールを配信すれば、そのとき通常の間で、自分は何をしなければいけないのかという認識に立って考える機会が本来県と市町村の進める防災訓練にもっと視点があってもいいのではないかと思います。

一回に大量の人たちにどんとメールを送ると混乱を生じるかもしれませんが、そこはメールの配信のやり方というのもあると思うので、その辺を十分配慮すれば、県民にとって、また地域の方々、そのエリアにいるの方々にとってみれば、本当の意味で自分が何をしなければならないのかということを考えて行動するきっかけとなるものにつながると思います。それらについてはどのようにお考えなのか、またそういった対応が可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

それと、今回の総合防災訓練の中で、企業や大学機関等と一緒に共同研究というか、試験的な運用をしていたものもあったと思います。これから東日本大震災あるいは昨今の豪雨災害等を踏まえて県の防災機能の強化をするに当たって、どういった機能が必要なのか、そして県とすればどういった機能をこれから取り入れようとしているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤総合防災室長 今回の総合防災訓練において、まず自主防災組織の関係でございますが、これは工藤委員御指摘のとおり市町村によって組織率が違いますので、できるだけ組織率を高めるというのが一つの課題になってございますので、そういった取り組みもあわせてやりながら参加者をふやしていくという取り組みをしていきたいと思っております。

それから、通信手段についてでございますけれども、これについてはエリアメールを使うという取り組みも一応予定はしていたものであります。全域でそれが実施されたかど

うか、今の時点では確認できておりません。少なくとも私自身のメールには入ってこなかったもので、ごく一部のエリアにとどまったのではないかと考えてございます。工藤委員御指摘のとおり今後エリアメールを有効に活用するということが十分考えていかなければならないと思っております。

この総合防災訓練の目的というのは、やはり住民の防災意識を高めるというのも一つの大きな目的でございますので、そのような趣旨からも、できるだけ多くの方々に訓練をやっていることを知っていただくと、そしていろいろ考えていただくきっかけにするというのは大事なことでと考えておりますので、来年以降の取り組みにつなげていきたいと考えております。

それから、2点目の防災に関する研究という部分でございますが、現時点で具体的にこれというものはございませんが、東日本大震災津波を踏まえまして、いかに情報伝達をするか、あるいは情報収集をするかというのが大きな課題だと認識しておりますので、そういった中で企業や大学の知見、あるいはそういうノウハウを活用できるような取り組みを今後考えていきたいと思っております。

○工藤大輔委員 今回の久慈広域でやった総合防災訓練ですが、関係機関の方々が一堂に会して行ったということは非常によいと思います。危険箇所の認識であったり、また再認識ができたということであったり、また市町村とこれから検証することと思いますが、道路整備をどうしなければならないかということの認識の立つところもあったと思います。

また、津波災害を想定した場合に、浜からいかにして山側に避難させるかということからすれば、警察でも信号機をどのような形で青にするか赤にするかであったり、人を配置したほうがいいのかどうかとか、東日本大震災の際には映像を見てもわかるように、大混乱して、車も右往左往していたというのが実際の状況だったと思います。そういったこともあると思います。

また、何よりも大きいのは、今回拠点となった久慈広域連合消防本部の場所なわけですが、あそこも実際に久慈沖であったり、八戸沖であったり、もし今回の東日本大震災ではない震源地が北のほうにあった場合に、同規模の津波が来れば、あその場所も浸水して、関係者も避難しなければならないような場所にあると思います。訓練の中には、その際には振興局かどこかに場所を移転して、そちらを本部にするというような中身があったと思いますが、実際にどこまでできたかというのは、非常に寂しいような状況であったのではないかと思います。これについては、久慈広域連合消防本部は拠点となる場所なので、ここが被災すれば大変なことになると思いますので、再度久慈広域を含めて考えていただきたい認識だと思いますので、県についてもその考えに立って、一緒になって内容を工夫していただきますようお願いをしたいと思います。

いずれ見た中でも幾つか課題があり、そしてまた大きい課題も抱えた今回の防災訓練であったなと思いますので、有事の際に少しでもよりよい対応ができる本格的な実践の場となるように、そしてこれからもなれるように引き続き行っていただきたいと思っておりますので、

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○久保孝喜委員 先ほど質問すればよかつたのですが、ちょっと失念をしてしまいました。

J R山田線の話でございます。この問題は、毎回委員会でも発言させていただいていましたが、前回からの経過の中で、J R東日本がB R Tを再提案したことに対して沿線市町は再拒否という経過がございました。こういった報道を見るにつけ、J R東日本との交渉がかなり時間稼ぎだという見方もできないわけではありませぬし、今回のこの事態を含めてかなり打つ手が限られているといひますか、どこをどう突けばいいのかという交渉事であるという側面もあつて、なかなか大変な状況だらうなと思ひますが、今回の事態を受けた今後の取り組み姿勢、方針について、まず御説明をいただきたいと思ひます。

○佐々木交通課長 今、B R Tの再提案といったJ R東日本の動きでありますとか、あとはどこをどう突いて早期復旧を進めるのかということでございます。B R Tの再提案につきましては、これは昨年度も提案がございまして、それを一旦4市町で総意をもつてお断りをするということになって、今年度になって、9月25日ですけれども、山田線復興調整会議におきまして、J R東日本の提案に対して再度、今度は書面をもつて4市町の首長の名前で正式にお断りしたということでございます。

これまでの動きでいきますと、J R東日本の選択肢としては鉄道復旧をする、あとは仮というのがつくかもしれないけれどもB R Tで復旧する、それからあとは何もしないという選択肢の三つがあつたと考えておりますけれども、今回の4市町の拒否をもつてB R Tの再提案はしないということを出席された担当部長がおっしゃつておりましたので、B R Tの選択肢はなくなつたということでございますので、いずれB R Tではなくて、鉄道による復旧を県としてはきちんと訴えていくということでございます。

それから、どこをどう突いていくのかということでございますが、もちろん国なりJ R東日本に対して要望していくというのは、これも大事なことでございますが、あと一つはJ R東日本が昨年の11月の復興調整会議のときに、地元利用が必要だということを求めてきております。それにつきましては、今年度の5月1日にJ R山田線利用促進検討会議というのを立ち上げまして、その中で地元として何ができるのかというのを今一生懸命に検討しているところであります。例えばですが、4市町におきましては駅を中心としたまちづくりということで、駅をまちの中核に据えて公共施設をその周辺に張りつけるとか、大型の商業施設を駅から徒歩圏内に持つてくるといったようなことをして再度駅を中心としたまちづくりをしていこうというような取り組みをしてございます。

あとは、利用促進検討会議の中では調査分析事業というのを今やっておりますが、要は地元でこれだけ頑張りますというお話だけでも、なかなかJ R東日本からすれば具体的な裏づけはあるのですかというお話になりますので、その点については昨日ニュースで報道があつたのですけれども、住民のアンケートということで、住民の山田線の復旧に対する今の意向、被災する前の利用状況はどうであつたのかとか、あとは被災後、今はどう

いう状況になっているのか、これからどのような利用方法が考えられるのかというような住民の意向も把握しながら、あとは全般的なデータとして震災前のＪＲ東日本の利用の動向でありますとか、現在の公共交通の利用の状況というものを把握して、その調査分析事業の中できちっとした裏づけを持った形で、地元としてはこれだけの利用が見込めるといふ形でＪＲ東日本にぶつけることによって復旧を図っていきたいと思っております。

○久保孝喜委員 今のお話の中で、２回目のＢＲＴの提案がされて、それを拒否したと。これをもって以後ＢＲＴの提案は断念するということは、正式にＪＲ東日本の姿勢として表明されたということなのですか。それから、それを担保する何物かがあるのかどうか。

○佐々木交通課長 今のお話につきましては、９月２５日の山田線復興調整会議が行われて、その会議の中で正式に拒否しますというのを書面で回答したというのがあります。その会議が終わった後に記者レクというのがありまして、その記者レクの中で復興調整会議の座長は東北運輸局の鉄道部長でございますけれども、ＪＲ東日本からも担当部長がお見えになっておりまして、記者の方とのやりとりの中で、ＪＲ東日本から今後ＢＲＴの再提案をすることはないという話があったということでございます。それは、担当部長の見解ということではあります、県といたしましては正式な会議の場の後の記者レクで、それなりの責任のある方がおっしゃった話ですので、会社の考えというように我々としては受け取っているところでございます。

○久保孝喜委員 ある意味、そういう正規の場ではないところでの発言ということであれば、いかようにも説明を変えることは可能なのではないかと私は思うのですが、少なくともそういう機会を捉えて、例えば県幹部が直接ＪＲ東日本に乗り込んで、その確約を交わすとか何かをしないと前へ進まないのではないかと感じがするのです。一つ一つ固めていくと、いわばこちら側からすると逃げ道を閉ざしていくということをきちんとこれから策として講じていかなくてはいけないのではないかとと思うのですが、中村政策地域部長、いかがでしょうか。

○中村政策地域部長 今佐々木交通課長が申し上げたとおり、私としてもＪＲ東日本としては今後再度ＢＲＴの提案をしていくことはないと考えています。事務的に我々も何度もＪＲ東日本と色々な協議をこれまで進めてまいりましたが、ＪＲ東日本としても鉄道の復旧の考えは十分にあると私は思っております。ただ、具体的に先ほどお話ししましたように、仮に復旧した後の持続的な経営が可能なかどうかというところが恐らく今ＪＲ東日本としての最大の懸念事項というところでございますので、そこを何とかクリアすれば、地元としてはできるだけ利用促進について最大限の協力をしていくということもその一つでございますし、そのようなことを含めてさらに具体的に早期に復旧につながるように今後ともＪＲ東日本とは鋭意交渉を進めてまいりたいと考えております。

○嵯峨老朗委員 先ほどの工藤委員の質問に関して思い出したのですけれども、この間の久慈広域の総合防災訓練のときに、私どものエリアの県議に今度開催されますという案内が来たのですけど、特にここに行けという指定はなかったのですけれども、どこを見ても

いいけれども、余り邪魔しないようにととれるような内容の文章で案内があって、確かにそうだな、邪魔だろうなと思ったのですけれども、今後の話ですけれども、僕らのところにはもうしばらく来ないのしょうけれども、他地域でやる場合にも、邪魔しないようにとかではなくて、何かもう少しわかりやすいような案内をしてもらえればと思いました。

○佐藤総合防災室長 今回の総合防災訓練の御案内につきましては、行き届かなかった部分があったと反省しております。決して邪魔にならないようにという表現を使ったわけではございませんが、どこをごらんいただくとか、どのような形で重点を絞って訓練をやっていますといったようなアナウンスが不足していたという点は反省すべきと考えておりますので、今後御案内を差し上げる際には今回の訓練の重点であるとか、そういう流れもお示ししつつ御案内を差し上げたいと考えています。

○岩崎友一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は、退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の本年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております平成25年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。